

## &lt; 学会レポート &gt;

## 第45回日本医事法学会総会

丸山 英二 (神戸大学)

第45回日本医事法学会総会は、2015年10月31日～11月1日に北海道大学医学部臨床講義棟で開催された。以下、その内容を紹介するが、叙述の繁簡宜しきを得ていない点、あらかじめお詫びしておきたい。

初日の10月31日は、午後、ワークショップⅠが臨床大講堂において、続いてワークショップⅡがA会場(第4講堂)とB会場(第3講堂)に分かれて開催された。ワークショップⅠでは、「医事法学の基本原則」のテーマについて、「企画趣旨説明・民法の立場から」(手嶋豊・神戸大学)、「憲法の立場から」(高井裕之・大阪大学)、「刑法の立場から」(松宮孝明・立命館大学)、「法哲学の立場から」(野崎亜紀子・京都薬科大学)の報告が、ワークショップⅡでは、A会場において、「予防的医療行為」のテーマで、「医師の裁量と患者の自己決定権をめぐる判例法理の展開」(山下登・岡山大学)、「憲法学から見た患者の自己決定権の意義と限界」(宍戸圭介・名古屋経済大学)、「人間ドックのジレンマ～医療社会学的立場から」(村岡潔・佛教大学)、「手術誘引の倫理性」(栗屋剛・岡山大学)の報告が、B会場において、「高齢者と医療」のテーマで、「医療と高齢者問題」(栗原正紀・長崎リハビリテーション病院)、「高齢者の医療と法的問題」(峯川浩子・常葉大学)、「高齢者の医療と医療政策上の問題」(古城隆雄・自治医科大学)の報告があり、フロアとのディスカッションがもたれた。

ワークショップのあと、北大構内のファカルティハウス・エンレイソウ内のレストラン「エルム」において、懇親会が開かれた。今回の総会は、大会長の良村貞子北大教授および実行委員長の千葉華月北海学園大学教授の周到な準備と手配のもと、開催校の学生さんなどの協力を得て開催されたものであったが、懇親会の際も、行き届いた配慮と心尽しのご馳走で有意義な交歓の場をもつことができた。

翌11月1日は、9時からの総会で始まった。報告事項のあと、役員選挙の結果に基づいて役員が選出された後、会員資格審査時期を研究大会1日目に開催される理事会の時とすること、会計報告、予算案の提案、などの議題について、説明後、承認された。また、2016年11月に明治大学駿河台キャンパスで開かれる予定の第46回大会について報告された。

個別報告では、A会場で、「弱者の権利保護手段としての契約法—医療契約(Behandlungsvertrag)の法典化(Kodifizierung)が答えたこと」(村山淳子・西南学院大学)、「韓国における医療被害救済システム」(李庸吉・龍谷大学)、「医療現場で発生する臨床倫理問題の

ガイドラインに関する省察」(飯島祥彦・名古屋大学), B会場で, 「なぜ, オーストリアの移植医療では, 反対意思表示方式が採用できたのか」(神馬幸一・獨協大学), 「日本におけるフォレンジック看護発展の可能性」(柳井圭子・日本赤十字九州国際看護大学) の報告と質疑が行われた。

個別報告のあとは, シンポジウム『生殖補助医療と医事法』が開かれ, 下記の報告と総合討論が行われた。

1. 企画の趣旨と背景 (丸山英二・神戸大学)
2. 生殖医療の現状とその課題 (石原理・埼玉医科大学)
3. 生殖補助医療における安全の確保 (中村恵・東洋大学)
4. 生殖技術と医療行為 (石井美智子・明治大学)
5. 生殖補助医療に対する法的規制のあり方 (岩志和一郎・早稲田大学)

指定発言 (加部一彦・愛育病院)

このうち, 石原会員の報告では, 現代における生殖補助医療 (ART) の課題として, 第三者配偶子による ART を国内で提供し, 生まれる子の権利を確立すべきこと, シングル女性, 同性カップルなど多様な家族のかたちを社会的に認知すべきこと, 代理懐胎について渡航治療の問題点を諸外国と共有すべきこと, 子宮のない女性が子を持つ方法として, 子宮移植が選択肢となる可能性があること, ART を投資対象として考える人々の増加に注目する必要があることが指摘され, 中村会員の報告では, 生殖補助医療に従事する者として, 医師や看護師とともに, 胚培養士, コーディネーター, カウンセラーが掲げられたことが注目された。